

## 光市障害者総合相談支援事業委託仕様書

### 1 業務名

光市障害者総合相談支援事業

### 2 委託期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年光市条例第18号）第2条による長期継続契約）

※各年度の予算の減額又は削減のあった場合は、この契約を変更又は解除するものとする。

### 3 事業の範囲

光市全域

### 4 利用対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、発達障害者、難病の者及びその家族等

### 5 委託事業内容

#### （1）障害者総合相談支援事業に関する業務

光市における地域生活支援拠点整備事業の中核となることを前提にして次の業務を行うこと。

ア 福祉サービスの利用援助に関すること。

イ 社会資源を活用するための支援に関すること。

ウ 社会生活力を高めるための助言及び訓練等の支援に関すること。

エ 権利の擁護のために必要な援助に関すること。

オ 関係機関との連携調整に関すること。

カ 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応に関すること。

キ 光市と連携して行う相談事業者に対する専門的な指導、助言等に関すること。

ク 市内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案した障害者総合相談支援事業の実施計画等の作成業務に関すること。

ケ 光市と連携して行う光市地域自立支援協議会の運営に関すること。

コ 障害者の虐待防止に関すること。

### 6 人員配置

次の各号に掲げる資格のいずれかを有する職員を原則として1人以上常勤かつ専従として配置すること。ただし、事業に支障がない場合に限り、特定（障害児含む）相談支援事業又は一般相談支援事業の相談支援専門員が2人以上配置されている場合は、兼務することを認めることとする。

（1）社会福祉士

（2）精神保健福祉士

(3) 保健師

(4) 相談支援専門員

7 事業報告書等の提出等

(1) 毎月の業務終了後、翌月10日までに実績報告書を提出すること。

(2) 委託期間終了後、翌月10日までに年間事業実施報告書を提出すること。

(3) 本事業の実施にあたり、市が必要と認める資料等の提出依頼に応じること。